

## 令和 7 年度大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰 Q & A

### (総論)

問 1. 前回までは届出制度に申請した取組の中から、別途、表彰制度へも申請を行っていたが、今回は届出制度を実施しないのか。また、申請を行う場合は表彰制度への申請のみでよいのか。

- 前回までは届出制度と表彰制度をそれぞれ実施し、各大学等から届出された取組の中から別途表彰制度にも申請いただく手続きとなっていましたが、今回から、これらの制度を発展的に統合した上で、新たな表彰制度として実施します。よって、届出制度への申請は不要であり、本表彰制度への申請のみをお願いします。

問 2. 本表彰制度における「学生のキャリア形成支援活動」の定義はどのようなものか。

- 平成 9 年 9 月に、文部省、通商産業省、労働省（いずれも当時）において取りまとめられた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）においては、インターンシップについて「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」として示されていました。
- 一方で、経団連と国公私立大学の有識者で構成される採用と大学教育に未来に関する産学協議会（以下、「産学協議会」という。）における Society5.0 に求められる採用やインターンシップのあり方にかかる議論の中で、「インターンシップと称して就業体験を伴わない説明会やイベントが開催され、それらを通じて実質的に就職活動の前倒しにあたる行為が行われているという批判」があることや、「こうした実態を踏まえると、『実質的な就業体験の有無などの所要件によってタイプ 1 とタイプ 3 の区別を図っていくこと』が重要である」ことが指摘され、就業体験を伴う質の高いインターンシップに改善していく観点から、キャリア形成支援活動を 4 つの類型に整理し、タイプ 3 及びタイプ 4 のインターンシップについて、「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を経験すること）を行う活動」と定義されました。
- 産学協議会での整理によると、一般的にはタイプ 2 のキャリア教育は就業体験を伴うことが必須とはされていないものの、タイプ 2 のキャリア教育であっても、正規の教育課程として単位認定の対象となる場合はプログラム内に一定の実習時間を含めている場合があることも想定されます。

- よって、本表彰制度において対象とする「学生のキャリア形成支援活動」とは、就業体験を伴うタイプ2（キャリア教育）、タイプ3（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）、タイプ4（高度専門型インターンシップ）における就業体験や実習の部分と定義しています。

問3. 本表彰制度では、基本的考え方に示された「四類型」の定義に基づくのか。

- 本表彰制度は、原則として四類型の定義に基づき実施します。
  - 例えば、学部1年生を対象とした授業科目で、その科目名に「インターンシップ」の名称を付している場合は、当該定義と矛盾するため、申請の対象外となります。なお、今後の表彰制度において、科目名を変更したうえで申請することを妨げるものではありません。
- ※参考：インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令和4年6月13日一部改正）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt\\_ope01\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt_ope01_01.pdf)

#### （申請対象・資格）

問4. 申請の対象となるキャリア形成支援活動は、「大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰に関する実施要項」（以下、「実施要項」という。）に定める6つの要件を全て満たす必要があるのか。

- 申請に当たって、「実施要項」に定める6つの要件をすべて満たすことが必要です。
- なお、「選考基準」（別紙3）に定める各要件に示された全ての項目を網羅的に満たすことまでを求めるものではありませんが、表彰の選考に当たっては、これらの観点により評価を行います。

問5. 「実施要項」に定める要素を満たすキャリア形成支援活動を行っている大学等に対して、何らかの財政支援等があるのか。

- 本表彰制度は、あくまで、正規の教育課程としてのキャリア形成支援活動に必要な要素を満たしたものについて大学等から任意で申請いただき、他の大学等や企業等に普及するのにふさわしい取組をグッドプラクティスとして表彰し、広く情報発信することを目的としています。よって、何らかの財政支援等を行う予定はありません。

問 6. 「実施要項」に定める要素全てを満たしていないキャリア形成支援活動を行っている大学等には、何らかの不利益が生じるのか。

- 本表彰制度は、正規の教育課程としてのキャリア形成支援活動に必要な要素を満たしたもののについて大学等から任意で申請いただいた取組を表彰することで正規の教育課程としてのキャリア形成支援活動の好事例の普及を目的としていることから、これらの要素を満たしていない取組を行っていることで何らかの不利益が生じることはありません。
- また、「実施要項」に定める要素をすべて満たしたものではないからといって、その取組を否定するものではなく、各大学等の教育目的や強み・特色に応じた多様な取組が推進されていくことが重要と考えております。

問 7. 大学では、タイプ 3（インターンシップ）に基づく複数の授業科目（プログラム）を実施しているが、申請できるのは類型毎に 1 件のみとなるのか。

- 各大学等の特色ある複数の取組を申請いただけるよう、各大学等からの申請は 3 件まで受け付けることとしております。よって、タイプ 3 に基づくプログラムを 3 件申請することも可能です。

問 8. 大学としてプログラムを 3 件申請する場合、短期大学部の申請はその 3 件に含まれるのか。

- 短期大学部については、短期大学として別途申請することになりますので、大学の 3 件には含まれません。

問 9. 過去の表彰制度に申請したキャリア形成支援活動についても、再度申請することは可能か。

- 過去に申請したキャリア形成支援活動であっても、令和 6 年度または令和 7 年度も継続して実施している取組については再度申請することは可能ですので、積極的な申請をお願いします。

問 10. 過去に受賞対象となった大学等から、受賞対象となった取組とは異なる取組を申請することは可能か。

- 過去に受賞対象となった取組とは異なる取組については、申請可能です。

問 11. 過去に授賞対象となった取組についても、再度申請することは可能か。

- 過去に授賞対象となった取組については、授賞時の取組から、内容や方法等において変更や改善が図られている場合は再度申請することが可能です。申請書において、過去の受賞歴を記載するとともに、改善・充実が図られた点が具体的に分かるように内容の記載してください。
- なお、当該取組については、改善・充実の具体的な内容を中心に評価を行います。

**(対象となる取組の要件)**

問 12. 「就業体験」の定義とはどのようなものか。

- 「仕事の実際を知ることや職業観の育成等のため、企業における業務への従事、課題の解決等を体験すること」と社会の実態に照らし幅広く捉え、例えば、社員の基幹的・補助的業務の一部を経験することや、自社の課題解決に取り組む体験（ワークショップ、プロジェクト等）等をいう」と定義しております。また、テレワークが常態化しているなど、オンラインであっても上記を満たす場合は就業体験とみなすことが可能です。

問 13. タイプ 4（高度専門型インターンシップ）には具体的にどのような取組が該当するのか。

- 現在、タイプ 4（高度専門型インターンシップ）に該当するのは、①博士後期課程学生を対象とした「ジョブ型研究インターンシップ」、②主に修士課程学生を対象とした「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ」の 2 つが挙げられます。詳細は以下のリンクからご確認ください。

※産学協議会 2022 年度報告書「産学協働で取り組む人材育成としての『人への投資』」

[https://www.sangakukyogikai.org/files/ugd/4b2861\\_c95e4ce3a86c4ae1935ab98471d7d243.pdf](https://www.sangakukyogikai.org/files/ugd/4b2861_c95e4ce3a86c4ae1935ab98471d7d243.pdf)

問 14. 科目の一部としてキャリア形成支援活動を実施している場合は対象となるのか。

- 「実施要項」に定める要素を全て満たしたキャリア形成支援活動であれば、本表彰制度の対象になります。その場合も、当該科目（プログラム）を一つの取組として申請してください。

問 15. 教育実習や看護実習といった、特定の資格取得に関するものは対象となるのか。

- 「実施要項」の「(3) 対象となる取組の要件」にあるとおり、本表彰制度では、大学等の正規の教育課程の中に位置付けて単位認定を行うものであっても、特定の資格取得

に必須となる取組は対象とはなりません。但し、資格取得に必須ではないもので任意に実施する科目（プログラム）については申請可能です。

問 16. 選考基準の項目で「モニタリング」があげられている。事前・事後学習は実施しているが、モニタリングは実施していない場合は、要件を満たさないのか。

- 基本的には、事前・事後学習もモニタリングも実施していることが望ましいと考えますが、本項目の要点は「適切な学生指導の時間が設けられていること」となっておりますので、そうした趣旨を踏まえて申請ください。

問 17. キャリア形成支援活動の教育的効果を把握する仕組みとは、具体的にどのようなものが適切か。

- インターンシップ等の就業体験の実施時期や学問分野等による教育目的などによって何が適切かということは一概には言えませんが、本表彰制度においては、各大学等の教育目的に照らし、「仕組みを整備している」と可能な限り客観的に自ら説明できるようになっていることが重要です。そうした趣旨を踏まえて申請ください。

問 18. 「原則としてキャリア形成支援活動の実施期間が 5 日間以上であること」が要件とされているが、例えば、企業における 3 日間の就業体験、学校での 2 日間の事前・事後学習の合計 5 日間でのプログラムの場合は、要件を満たすことになるのか。

- 本表彰制度における「学生のキャリア形成支援活動」とは、当該取組における就業・実習体験に該当するものと定義しています。よって本表彰制度では、5 日間以上の就業・実習体験を行うことが必要となるため、例で示されたプログラムは要件を満たすものとはなりません。

問 19. たとえば 3 日間のインターンシップ等の就業体験を一つのまとまりとし、それを複数回実施しているなどの場合は、本要件には合致しないのか。

- 実施期間については、大学等の教育プログラムとして単位認定を行うものであることに鑑みれば、原則として 5 日間以上の実習期間を確保することが望ましく、また、可能であれば、連続した 5 日間とするなど、一定期間のまとまりによって職業生活を体験することが有益であると考えており、単に 3 日間のインターンシップ等の就業体験を実施しているだけでは、必ずしも要件に合致しているとは言えません。
- 一方で、地域性や企業規模等の事情により 5 日間の実習が実施できない場合において、

教育的効果を踏まえ、例外的に「シラバスに基づき 3 日間で一つのまとまりの就業体験プログラムを複数回実施する」など、様々な工夫もあり得ると考えます。

- いずれにしても、正規の教育課程としてキャリア形成支援活動を実施し単位認定を行っているのであれば、各大学等の教育目的に照らし、単位を付与するにふさわしい内容であることを可能な限り客観的に自ら説明できるようになっていることが重要です。こうした趣旨を踏まえて申請ください。
- また、オンラインを含む取組の場合、オンラインと対面の実施期間がそれぞれ分かるようにご記載ください。

問 20. 1 つの企業等において 5 日間以上の就業体験の実施期間を確保していない場合は、本要件には合致しないのか。

- 一般的に、長期間であれば、より高い教育的効果が期待できると考えられますが、地域性や企業規模等の事情等によって「1 つのプログラムを複数の企業でオムニバス形式により行う」形態も想定されます。
- 本表彰制度では、タイプ 2 に該当する取組については、複数の企業等における就業体験を実施することによって、計 5 日間以上の実施期間を確保していただくことで、例外的に実施期間にかかる本要件に合致しているとみなして差し支えありません。なお、タイプ 3 及びタイプ 4 のインターンシップについては、複数の企業等における就業体験を組み合わせることは想定されておられませんのでご留意ください。

#### **(選考方法・賞の構成・情報公表等)**

問 21. すべての申請に対して、選考委員会による意見をフィードバックするとあるが、どのような内容が想定されるのか。

- 各大学等の申請内容に基づき、選考委員会において、特に優れている点や、今後の改善が期待される点など、各大学等の取組がさらに充実するような内容を想定しています。
- 申請された取組がより良いものとなるような助言として捉えていただき、各大学等においてご活用いただければと考えています。

問 22. 過去に授賞対象となった取組についても、表彰の対象となるのか。

- 過去に授賞対象となった取組についても、表彰の対象とはなり得ますが、授賞時からの改善・充実の具体的な内容を中心に評価する予定です。

問 23. 各大学等から申請された取組については、すべてが事例集として公表されるのか。  
また、大学等としては、事例集に掲載されるような内容でないと思う場合は、申請を控えた方がよいのか。

- 授賞対象の取組に限らず、各大学等の多くの取組を事例として公表することで、大学等におけるキャリア形成支援活動を推進していきたいと考えています。よって、申請要件を満たしている取組については、事例集としてとりまとめ、文部科学省のホームページ等で公表することとしています。
- また、申請取組の事例集となりますので、申請要件を満たすものについては積極的に申請していただければと考えています。なお、表彰された取組については事例集の中で好事例として紹介する予定です。

問 24. 申請書類の別紙 2 概要が事例集として公表されるとあるが、公表前に大学等において確認・修正することは可能か。事例集での公表をしないことは可能か。

- 事例集の公表前に、申請のあった大学等に対して照会しますので、その際に事実誤認がないか確認・修正することは可能です。ただし、申請内容と大きく異なる修正はできませんのでご注意ください。
- なお、原則として申請要件を満たすすべての取組を事例集として公表する予定ですが、公表の可否に関しては個別にご相談させていただきます。

#### **(申請書の記入等)**

問 25. 同じ科目でも、企業等によってキャリア形成支援活動の内容が異なる場合があるが代表例などの記載でも良いか。

- 同一の科目の中で複数の企業との協働により実施し、企業によってその取組の内容が異なる場合は、代表的な事例を記載することで問題ありません。

問 26. 5 日間以上の就業体験を実施しているプログラムを、学部 2 年生および 3 年生のいずれも受講可能な科目として実施している場合は、タイプ 3 のインターンシップとして申請することになるのか。

- タイプ 2 及びタイプ 3 の両方を選択のうえ申請してください。

問 27. 学部 1～2 年生を対象とした授業科目であるが、タイプ 3 に準じた内容を実施している場合は、タイプ 3 のインターンシップとして申請することは可能か。

- タイプ 3（インターンシップ）は 3 年次以上を対象とした取組であることから、低学年次を対象とした取組の場合は、タイプ 2（キャリア教育）を選択のうえ申請してください。なお、当該取組の科目名に「インターンシップ」と付されている場合は、四類型に基づかないため、申請対象とはなりません。

問 28. 「受入企業等数」欄には、実際に学生を受入れていただいた企業等数を記載するのか、もしくは実際の受入れには至らなかった場合でも、受入れの意思を示した企業等数のいずれを記載するのか。

- 実際の受入れには至らなくても、受入れの意思を示していただいた企業等数を記載していただいて差し支えありません。

問 29. 申請取組の特徴を表すキーワードにはどのような内容を記載するのか。

- 各大学等の取組内容に応じて自由に記載してください。例えば、低学年、大学院、地方創生、地域連携、プログラムの体系化、大人数、少人数、長期間、学生満足度、企業満足度などが考えられますが、これらに限定するものではありません。

問 30. 過去に受賞された取組を申請する場合、どのような内容を記載するのか。

- 申請書の「取組の目的・目標・特徴」および「その他のアピールポイントについて」の各欄において、受賞時の取組から内容や方法等において具体的に改善・充実が図られた点が網羅的に明らかになるよう記載してください。
- また、各欄においても、例えば、教育的効果を把握する仕組みとして、新たに卒業生調査を実施して効果検証を行うことや、実施期間として〇〇を図るため 5 日間から 10 日間に延長するなど、変更や工夫の内容が分かるような記載をお願いします。